

関係各位

藤枝市契約検査課

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

藤枝市では、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の改定を踏まえ、適正な価格での契約及び技能労働者への適切な水準の賃金の支払い等为确保するため、下記の建設工事について、特例措置を定めました。

記

1 措置の概要

2 に定める建設工事の受注者は、藤枝市建設工事請負契約約款第 52 条の規定に基づき、請負代金額の変更協議を請求することができることとします。

2 対象となる建設工事

次の全ての要件に該当するものとします。

- (1)令和 8 年 3 月 1 日以降に契約締結したもの。
- (2)予定価格が令和 8 年 3 月から適用する上昇後の新労務単価で積算されず、上昇前の旧労務単価で積算されているもの。

3 具体的な取扱い

次の方式により変更後の請負代金額等を算出し、変更契約を行うものとします。

$$\text{変更後の請負代金額等} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

4 請求方法

変更協議を希望する場合、様式 2により、受注者が工事担当課に請求してください。請求後、変更契約の手続きに沿って、契約金額の変更協議を行います。

【問合せ先】

藤枝市契約検査課契約係

電話 054-643-3249